

練馬区公告第103号

土地収用法第42条第2項の規定に基づく公告について

起業者東京都から東京都収用委員会に対し、土地収用法（昭和26年法律第219号）第44条第2項の規定による裁決申請書の添付書類中省略した部分の補充を行ったため、同項の規定により適用する同法第42条第2項の規定により、つぎのとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

令和8年8月14日

練馬区長 吉田 健一

1 事件名

令和8年第7号

東京都市計画都市高速鉄道事業西武新宿線及び西東京都市計画都市高速鉄道事業西武新宿線並びに東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武新宿線付属街路第7号線のための土地収用事件

2 収用しようとする土地の所在、地番および地目

東京都練馬区上石神井四丁目 441番4 宅地
441番49 宅地

3 公衆の縦覧に供する書類

裁決申請書およびその添付書類の写し

4 縦覧場所

練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区役所本庁舎13階
土木部計画課

5 縦覧期間

公告の日から2週間